

# 令和7年度 新宮町立新宮東中学校「学校いじめ防止基本方針」

## I いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

### (基本理念)

新宮町立新宮東中学校のいじめ防止基本方針は、法を踏まえ、学校の実態に応じて、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のため、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により規定された地方公共団体・学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を活かしたいじめ防止等のための取組を定めたものである。

## 2 いじめの定義

### (1) 《法におけるいじめの定義》

（定義）第2条 この法律において「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒が在籍する学校在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) 定義への注釈

○ 「心理的又は物理的な影響」とは、いじめの態様のことである。具体的には次のような態様を指し、いじめられた児童生徒の被害性に着目し、法が規定するいじめに当たるか否かを見極める必要がある。

・心理的な影響： 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。仲間はずれ、集団による無視をされる。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

・物理的な影響： 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等

○ いじめの対応にあたっては、いじめられたとする生徒の立場に立ち、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた生徒を全面的に支援する。また、生徒間のトラブルを法の「いじめの定義」に照らすのではなく、生徒間のトラブルは軽微なものも含めて、常にその解消に向けて指導することが必要である。定義はあくまで法の対象としての指標であり、定義に左右されることなく、学校は常に子供の状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導する必要がある。

○ いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいわゆる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

## 3 いじめ防止等に関する考え方

国の基本方針におけるいじめの防止等に関する基本的考え方を踏まえ、本校においては、いじめの防止等に関しては、いじめを許さない教育活動の推進、いじめの早期発見の取組の充実、早期対応と継続的指導の充実、地域・家庭との積極的連携、関係機関との密接な連携を継続的に図っていくこととする。

### (1) いじめを許さない教育活動の推進

いじめが、どの生徒にも、どの学級でも起こりうることを踏まえ、いじめの問題の防止については、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要である。

- ・「東中いじめゼロサミット」や「東中人権の日」による豊かな情勢や道徳心の涵養
- ・全ての生徒に対する「いじめは決して許されないこと」の理解の促進

- ・リレーション活動により、人間関係を構築する能力の素地の育成
- ・自己有用感や充実感を感じられるブロック異学年交流活動づくりの推進
- ・いじめの問題への取組及び学校・家庭・地域が一体となって取組を推進することの重要性に関する保護者への普及啓発

## (2) いじめの早期発見の取組の充実

本校においてはこれまでも、いじめの問題については、早期に発見し、適切に解決することが重要であると考え取り組んできた。ただし、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、全ての大人が連携し、生徒のわずかな変化に気付く力を高めることは大変重要である。

- ・定期的なアンケート（月に1回「いじめアンケート」、学期に1回「学校生活アンケート」「持ち帰りいじめアンケート」、年に2回「Hyper Q-U」、長期休み前に「部活動いじめアンケート」の実施。

- ・毎学期の教育相談の実施

- ・相談窓口の周知、悩み相談ポストの活用

## (3) 地域や家庭との積極的連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校運営協議会制の活用をはじめ、いじめの問題について地域・家庭と連携した対策の推進やより多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるように体制の構築に努めるものとする。

- ・PTA 総会・三者面談・懇談会の活用
- ・学期ごとに、いじめ防止リーフレットの配布
- ・ホームページの充実

## 4 いじめの防止等のための組織等の設置及び連携

### (1) 「校内いじめ対策委員会」を設置する。

校長・教頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校基本方針を提示し、組織が機能するようリーダーシップを發揮</li> <li>・「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を醸成</li> <li>・学校通信や学校の Web ページ等で、学校のいじめ防止等に取組について情報発信</li> </ul>
教務主幹	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導の機能を生かした授業づくりの推進など、教育課程の質的な管理</li> </ul>
生徒指導主幹	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ問題について校内研修や職員会議等を利用し、教職員間で共通理解の促進</li> <li>・いじめ問題に関する情報収集と記録</li> <li>・管理職との連携・調整</li> <li>・生徒支援委員会の実施</li> </ul>
(学年主任)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめに関するアンケートの集約・学年の状況報告</li> <li>・いじめ防止活動についての学年の取組を提案・報告</li> </ul>
学年生徒支援担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告</li> <li>・気になる生徒への対応の提案</li> </ul>
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健室における相談状況等報告・保健室の活用についての提案</li> </ul>
生徒支援担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オレンジルームの状況報告</li> <li>・気になる生徒への対応の提案</li> </ul>
スクールカウンセラー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加害・被害生徒や保護者への対応、学校の相談体制へのアセスメント</li> </ul>

### <主な活動や取組>

- いじめ相談・通報の窓口になる。
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いの情報があった時には、緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

### (2) 連携について

コミュニティ・スクールをとおして、保護者・住民との連携を図るものとする。また、その他に次の機関との連携を図る。

- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・心の教育相談員
- ・町地域共同課防犯専門官
- ・町要保護児童対策協議会
- ・町生徒指導担当者連絡会
- ・学校警察連絡協議会
- ・新宮町交番連絡協議会

## 5 さまざまないじめの形態

### (1) インターネットを通じて行われるいじめに関する対策

(定義)「ネット上のいじめ」とは、携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示版などに、特定の子どもの悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

#### ①被害生徒への対応

「ネット上のいじめ」を含めたいじめに対しては、スクールカウンセラー等を配置するなど、学校における教育相談体制の充実を図り、きめ細かなケアを行い、いじめられた子どもを守り通す。毎日の面談の実施や、緊急連絡先の伝達を行うなど、被害児童生徒の立場に寄り添った支援が大切である。

また、学級担任だけで対応するのではなく、複数の教師で情報を共有して対応するなど、学校全体で「ネット上のいじめ」に対して取り組む。

#### ②加害生徒への対応

加害生徒が判明した場合には、加害者自身がいじめに遭っていて、その仕返しとして、掲示板に誹謗・中傷を書き込んだという例などもあるため、被害者からの情報だけをもとに、安易に加害者と決めつけず、「ネット上のいじめ」が起こった背景や事情についても綿密に調べるなど適切な対応が必要である。

また、「ネット上のいじめ」についても、他のいじめと異なるものではなく、決して許されないものであるということについて、粘り強い指導を行うとともに、加害生徒に対するケアも行う必要があり、個別の事例に応じて、十分な配慮のもとでの指導が求められる。

#### ③「ネット上のいじめ」が発見された場合の保護者への対応

「ネット上のいじめ」を発見した場合には、被害生徒の保護者に迅速に連絡するとともに、家庭訪問などを行い、保護者と話合いの機会を持ち、学校の対応について説明し、その後の対応について相談しながら進めることが重要である。

加害生徒が明らかな場合は、その保護者に対しても、「ネット上のいじめ」は許されない行為であることを説明するとともに、「ネット上のいじめ」を再発させないために、家庭での携帯電話やインターネットの利用の在り方についての説明を行うことが必要である。加えて、必要に応じて、保護者会を開催するなどして、学校において起きた「ネット上のいじめ」の概要や学校における対応、家庭での留意点などを説明し、また、「ネット上のいじめ」に対する学校における対応方針を伝えるなど、学校の取組に対する保護者の理解を得ることも重要となる。

### (2) 多様な性に関して行われるいじめに関する対策

性別違和を感じる時期には個人差があり明確に自覚し、性に関する自分の状態を言葉にしてきちんと伝えるのは困難であり、無意識のサインとして行動に表れることが多い。また、他者からの理解を得ることが難しく、自己否定感や孤独感をより感じやすく自傷行為や自殺行為につながる可能性が高い。そのため、未然防止対策を講じるものとする。

#### ①学校で行う対策

- 1 性の多様性に関する適切な知識を得るために、講演などの人権研修会を行う。
- 2 日常的に多様な性について、正しく理解させるための授業（全教育活動など）を行う。また、保健室などにポスター等を掲示し啓発を行う。
- 3 性別違和を感じている生徒からの相談は、支援委員会を作り、組織的に対応してする。

#### 4 医療機関と連携し、支援を進める。

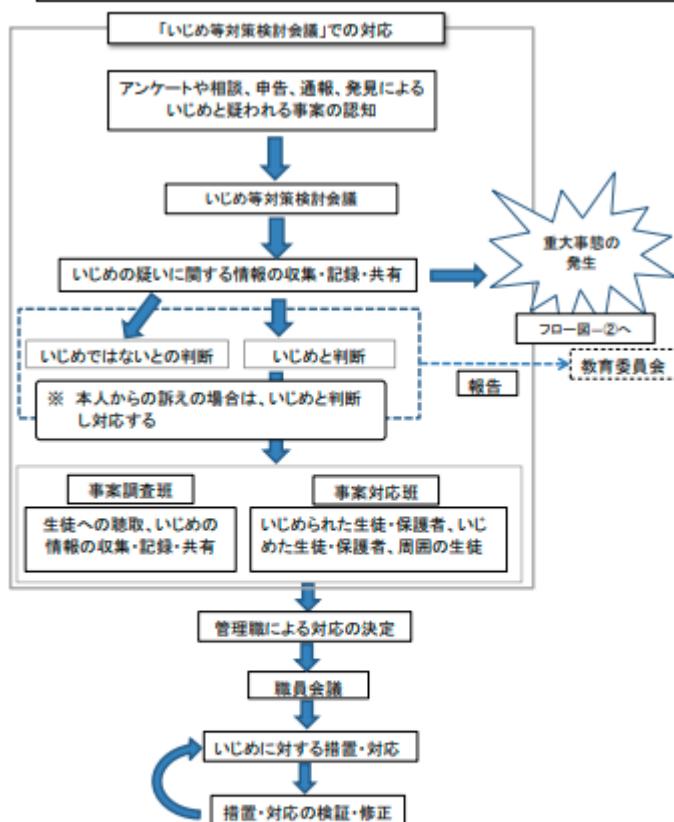
##### ②発生時の対応について

- 1 「からかい」や「いじめ」のサインが生じた時点で、まずは被害生徒の安全確保と心のケアを行う。
- 2 事実を確認し、「すぐに」「その場で」多様な個性についての指導を行う。
- 3 繼続的な支援と見守りを行う。

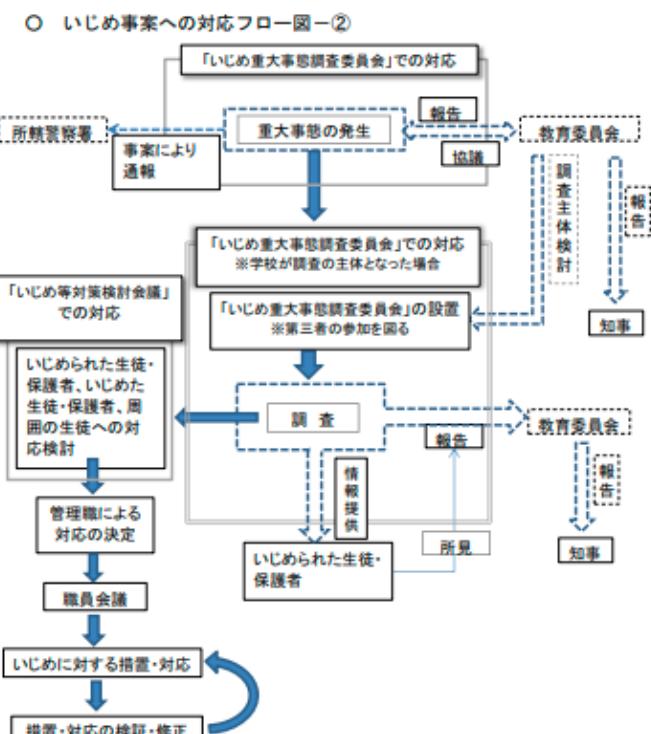
#### 6 重大な事態への対応について

重大な事態とは、

- (1) 児童生徒が自殺を企図した場合 (軽傷で済んだものの自殺を企図した。)
- (2) 心身に重大な被害を負った場合 (リストカット・暴行被害・PDSD・インターネットでの拡散)
- (3) 金品等に重大な被害を被った場合 (金品強要・器物破損)
- (4) いじめにより転学等を余儀なくされた場合
  - ・欠席が続き (重大事態の目安である 30 日には達していない) 学校へは復帰ができないと判断した。



- ※ いじめ事案の内容によって学校が必要と認めたときは、所轄警察署に相談・通報し連携する  
※ いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒の状況を日常的な面りの中できめ細かく把握するとともに、生徒との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぐ。



- ※ いじめの重大事態については、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適正に対応する  
※ 生徒やその保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する必要がある  
※ 重大事態の調査主体が県教育委員会の場合は、県教育委員会へ資料等の提出など調査に協力する  
※ 調査によって明らかになった事実関係については、いじめられた生徒・保護者に対して、適時・適切な方法で提供・説明を行う